

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	質問に対する回答
1	入札説明書	3	第2	1	(5)	ア	(ウ)	運営・維持管理段階	運営・維持管理段階に事業者が行う業務の範囲を(ウ)に示されておりますが、SPC自体の運営に係る業務(例：財務、経理、法務、人事、IR等)は、事業者が行う運営・維持管理段階の業務範囲の一つと理解して宜しいでしょうか。	SPC自体の運営に係る業務は、事業者が行う運営・維持管理段階の業務範囲の一つです。
2	入札説明書	7	第3	2	(1)	ウ	(イ)	建設JV	建設JVを構成する企業は3社を上限とするとありますが、3社以内とされた理由を教えてください。	工事規模及び工事内容等から上限を設定しております。
3	入札説明書	7	第3	2	(1)	ウ	(ウ)	応募者の構成	建設JVを代表する者の出資割合は、他の構成企業の出資の割合を下回ってはいけないとされていますが、この場合の”他の構成企業”とは建設JVを構成する構成企業に限定されるという認識で宜しいでしょうか？	ここでの出資割合は、建設JVの出資比率であり、ご認識のとおり建設JVを構成する構成企業に限定されます。
4	入札説明書	8	第3	2	(1)	ク		応募者の構成等	「構成員以外の者の特別目的会社への出資は認めない。」とありますが、例えば燃料化物利用企業(構成員でない会社)に対する、燃料化物を安定的に利用促進・利用計画調整することを目的とした業務(アドバイザー業務)は、「運営・維持管理業務」又は「燃料化物有効利用業務」として認められますでしょうか。	ご質問の業務のみを行う企業は、条件を満たせば「運営・維持管理企業」の一員としては認められますが、「燃料化物有効利用企業」としては認められません。
5	入札説明書	8	第3	2	(1)	ク		応募者の構成等	「構成員以外の者の特別目的会社への出資は認めない。」とありますが、例えば燃料化物利用アドバイザー業務(利用先企業と燃料化物を安定的に利用促進・利用計画調整する業務)のみを受託する企業は、構成員として認められますでしょうか。	燃料化物利用アドバイザー業務(利用先企業と燃料化物を安定的に利用促進・利用計画調整する業務)のみを受託する企業は、特別目的会社に出資をすれば、構成員として認められます。
6	入札説明書	9	第3	2	(2)	イ	(ア)	d引渡しの実績	工事目的物の引渡しの実績における入札対象工事と同一の認定業種とは「水・汚泥処理設備工事」と考えて宜しいですか？ H27年度7月30日改定の「技術提案等資料の作成手引き」3ページ目に機械工事の場合の同一業種工事には「機械設備工事」と「水・汚泥処理設備工事」が該当すると記載があります。	プラントの建設を行う者の認定業種は、「水・汚泥処理設備工事」とし、建設JVを構成する企業の認定業種は、第3 2 (1) ウ (エ) に示す認定業種とします。 なお、本件につきましては「技術提案等資料の作成の手引き」の対象ではありません。
7	入札説明書	9	第3	2	(2)	イ	(ア)	d引渡しの実績	工事目的物の引渡しの実績における入札対象工事と同一の認定業種とは、プラント建設企業の場合「水・汚泥処理設備工事」と考えてよろしいでしょうか？ 例えば建設JVの場合、施工業種が入札対象の同一の認定業種となるのでしょうか。(例) 建築企業→「建築」、電気企業→「電気」業種	工事目的物の引渡しの実績における入札対象工事と同一の認定業種とは、プラント建設企業の場合「水・汚泥処理設備工事」となります。 建設JVの場合は、施工業種に応じ、「下水道工事」、「建築工事」、「電気工事」が入札対象の同一の認定業種となります。
8	入札説明書	10	第3	2	(2)	ウ	(ウ)	稼働実績	「稼働開始後1年以上、275日/年以上稼働」とありますが、それぞれどのような証明書類が必要でしょうか。	施設設置者又は管理者の公表資料、若しくは施設設置者、管理者又は施設の責任者による、処理能力50t/日以上で、稼働開始後1年以上の実績、275日/年以上の稼働実績(稼働期間、稼働日数を明記して下さい。)を記載した証明書とします。
9	入札説明書	10	第3	2	(2)	ウ	(ウ)	稼働実績	「275日/年以上稼働」は複数炉所有の処理場においては、1炉での稼働日数が求められるのでしょうか。	1炉での稼働日数を求めます。処理能力50 t/日以上炉において、処理を行った年間の稼働日数の実績として275日/年以上を求めています。
10	入札説明書	10	第3	2	(2)	ウ	(ウ)	施工実績	下水汚泥の熔融設備は「廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備」に含まれますか。	含まれます。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	質問に対する回答
11	入札説明書	10	第3	2	(2)	ウ	(エ)	監理技術者	工場製作期間と現地施工期間で技術者の分割登録をさせて頂いて宜しいですか？良い場合に申請する技術者は、現地施工期間の技術者と考えますが宜しいですか？	分割登録可能です。分割する場合は、工場製作期間・現地施工期間とも申請してください。
12	入札説明書	10	第3	2	(2)	エ	(ア)	履行実績	下水汚泥の溶融設備は「廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備」に含まれますか。	質問No10の回答を参照下さい。
13	入札説明書	10	第3	2	(2)	エ	(ア)	履行実績	運転管理業務の履行実績についても、出資割合20%以上の共同企業体での受託を含むと考えて良いでしょうか。	含まれません。共同企業体での履行実績の場合は代表構成企業として、特別目的会社の履行実績の場合は、運営・維持管理企業のうちの最大出資者としての履行実績のみ認められます。
14	入札説明書	10	第3	2	(2)	ウ	(ウ)	プラントの建設を行う者の参加資格要件	記述に「以下に示す要件を全て満たす廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備を元請けとした施工実績を有すること。」とありますが、当該実績は「国・地方公共団体」との契約によるものに限るとの理解でよろしいでしょうか。	国・地方公共団体との契約によるものに限られません。ただし、PFI法に基づく事業においては、国・地方公共団体との間での事業契約を締結した特別目的会社との契約によるものに限ります。
15	入札説明書	10	第3	2	(2)	エ	(ア)	運転・維持管理を行う者	廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備（いずれも設備処理能力50t/日以上に限る）において1年以上運転管理業務を行った履行実績については、運転・維持管理を行う者に対しての要件と理解しております。総括責任者ならびに副総括責任者、技術者に対しての要件ではないという理解で宜しいでしょうか？	廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備において1年以上運転管理業務を行った履行実績については、総括責任者ならびに副総括責任者、技術者に対しての要件ではありません。
16	入札説明書	10	第3	2	(2)	エ	(イ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営維持管理業務を担う複数企業で実施する場合、実施するいずれの企業もSPCに出資する構成員である場合は、運転経験を有する技術者、業務総括責任者、副業務総括責任者は、同一企業ではなく複数企業のいずれから選出しても良いとの理解でしょうか。例えば、運転経験を有する技術者と業務総括責任者は異なる企業でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	(イ) から (エ) までに示す技術者、業務総括責任者及び副業務総括責任者は、構成員となる企業1社から選出する必要があります。
17	入札説明書	10	第3	2	(2)	エ	(イ)	運転・維持管理を行う者	技術者の用語定義をお願いします。	廃棄物に関する固形燃料化設備又は焼却設備（いずれも設備処理能力50t/日以上に限る）での運転経験を有する者です。指導的立場で従事していた者を想定しています。
18	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(ウ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営維持管理業務を担う複数企業で実施する場合、実施するいずれの企業もSPCに出資する構成員である場合は、業務総括責任者、副業務総括責任者、運転経験を有する技術者は、同一企業ではなく複数企業のいずれから選出しても良いとの理解でしょうか。例えば、業務総括責任者と業務総括責任者は異なる企業でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	質問No16の回答を参照下さい。
19	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(エ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営維持管理業務を担う複数企業で実施する場合、実施するいずれの企業もSPCに出資する構成員である場合は、副業務総括責任者、業務総括責任者、運転経験を有する技術者は、同一企業ではなく複数企業のいずれから選出しても良いとの理解で宜しいでしょうか。例えば、副業務総括責任者と運転経験を有する技術者は異なる企業でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	質問No16の回答を参照下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	質問に対する回答
20	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(キ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営・維持管理業務を複数の企業で実施し、複数の企業はいずれも出資する構成員とした場合、この複数企業をJVで構成した場合は、いずれの会社も運営・維持管理企業と定義付けされますでしょうか。	複数の企業で実施することは可能ですが、構成員となる企業1社が(ア)から(オ)までの要件を満たす必要があります。 JVを構成することは認めていません。 運営・維持管理業務を担うどの企業も、特別目的会社に出資する場合は、運営・維持管理企業として定義づけられます。
21	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(キ)	複数の企業	複数の企業も認めるとありますが、複数社のJVとして運営維持管理を実施するスキームも検討しています。運営維持管理JVを組成する場合、JVの代表企業が(ア)から(オ)の全要件を満たす必要がありますでしょうか？または、JVの構成員がそれぞれ(ア)から(オ)の要件を分担して満たし、JVとして全要件を満たしていれば宜しいでしょうか？	複数の企業で実施することは可能ですが、構成員となる企業1社が(ア)から(オ)までの要件を満たす必要があります。またすべての企業が(オ)の要件を満たす必要があります。 JVを構成することは認めていません。
22	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(キ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合には、「必ず1者以上が構成員となり、当該企業が(ア)から(オ)までの要件を満たすこと。」とありますが、(オ)以外は、運営・維持管理業務を実施するいずれかの企業が条件を満たせば良いとの理解で宜しいでしょうか。	質問No21の回答を参照下さい。
23	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(キ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合、JVを構成することで宜しいでしょうか。	質問No21の回答を参照下さい。
24	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(キ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合、構成する会社数の上限はないとの理解で宜しいでしょうか。	運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合、構成する会社数の上限はありません。
25	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(キ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合、仮に業務を担う企業が2者であり、2者共に出資をする構成員である場合は、(オ)を除く該当要件を2者で補完しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	1者のみで(ア)から(オ)までの要件を満たす必要があります。
26	入札説明書	11	第3	2	(2)	エ	(キ)	運営・維持管理を行う者の参加資格要件	事業者として複数構成員で(ア)から(オ)要件を満たしており、且つ、或る構成員は(ア)から(エ)の要件は満たしていないが、(オ)の要件のみを満たしている場合は、参加資格要件を充足していると理解して宜しいでしょうか。	1者のみで(ア)から(オ)までの要件を満たす必要があります。
27	入札説明書	11	第3	2	(2)	オ		燃料化物の有効利用を行う者の参加資格要件	燃料化物の有効利用を行う者が、特別目的会社に出資を行わない場合は、協力企業として位置付けるかは、提案者の任意で宜しいでしょうか。	燃料化物の有効利用を行う者が、特別目的会社に出資を行わない場合、協力企業として位置付けるかは、提案者の任意です。
28	入札説明書	17	第3	3	(5)	オ	(ア)	電子入札システム	申請書を電子入札システムにて申請するとの記載がありますが、申請書は冊子として提出しなければならず、参加表明書等と同様に持参または郵送にて対応させて頂いてよいですか？ 本事業の場合は「電子システムによりがたい場合」と解釈しています。	電子入札システムにより入札を行う場合、申請書の提出にあたっては、入札説明書に記載のとおり「競争入札参加資格確認申請書添付ファイル」を添付して電子入札システムにより申請していただく必要があります。 また、併せて提出していただく参加表明書等については、持参又は郵送としております。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	質問に対する回答
29	入札説明書	19	第3	3	(5)	キ		対話の実施等	対話の実施について、「対話を必要とする資格審査通過者」とありますが、入札参加者が希望する場合との理解で宜しいでしょうか。 必ず実施なのか、希望する場合のみ実施か教示下さい。	資格審査通過者に対して通知される「対話実施要領」に従い実施します。
30	入札説明書	19	第3	3	(5)	キ		対話の実施等	資格審査通過者に対して通知される「対話実施要領」に従い作成・提出した後に、対話の機会が設けられるとの理解で宜しいでしょうか。 または、「対話実施要領」に基づき書面で内容確認結果が通知されるのみとの理解でしょうか。	資格審査通過者に対して通知される「対話実施要領」に定める書類を提出した後、対話の機会が設けられます。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
1	要求水準書	25	2	1	(3)	10)	⑪ 施工管理	受注者（元請）で配置すべき主任技術者又は監理技術者は、入札参加資格である機械器具設置工事又は水道工事業に係る監理技術者資格を有するもの原則1名と認識で宜しいでしょうか？(土木工事期間中において、建設業法における土木工事業に係わる主任技術者または監理技術者として資格を有する者の配置が受注者において必要な場合は、土木工事を建設JV内で土木を担当する構成員が行う場合との認識)	プラント建設企業は、建設業法における機械器具設置工事又は水道施設工事業に係る監理技術者の資格証を有する者を本工事に主任技術者又は監理技術者として専任で配置して下さい。 その他、土木工事、建築工事、電気設備工事については、建設JVを構成する場合も含めて、建設業法における主任技術者又は監理技術者として配置する必要はありませんが、各工事に対し、要求水準書P25 2.1(3) 10) ⑩、⑪、⑫、⑬に定める有資格者を配置する必要があります。
2	要求水準書	25	2	1	(3)	10)	⑫ 施工管理	受注者（元請）で配置すべき主任技術者又は監理技術者は、入札参加資格である機械器具設置工事又は水道工事業に係る監理技術者資格を有するもの原則1名と認識で宜しいでしょうか？(建築工事期間中において、建設業法における建築工事業に係わる主任技術者または監理技術者として資格を有する者の配置が受注者において必要な場合は、建築工事を建設JV内で建築を担当する構成員が行う場合との認識)	質問No1の回答を参照下さい。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 様式集(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	質問に対する回答
1	様式集	6	3	(2)	1)	③		枚数制限	指定された枚数制限で詳細を説明しきれない事項、または補足が必要な事項について、補足資料の添付をしても宜しいでしょうか。	認められません。様式集にて、添付資料を求めている場合は、補足資料として添付可能です。また、その際の添付資料に枚数制限はありません。
2	様式集	6	3	(2)	2)	①	(エ)	委任状	委任状は、単独企業で参加資格申請を行う場合は不要でしょうか。	不要です。
3	様式集	6	3	(2)	2)	①		(エ) 委任状	日付を「入札日以前」とありますが、参加申請に必要な書類であり、「参加申請日以前」と読み替えて問題ありませんか？	入札参加表明及び入札参加資格確認申請日以前とします。様式集修正版を参照下さい。
4	様式集	6	3	(2)	2)	①	(エ)	委任状	「入札書の提出日以前に作成」とありますが、「入札参加資格確認申請日以前に作成」の誤りではないでしょうか？	入札参加表明及び入札参加資格確認申請日以前とします。様式集修正版を参照下さい。
5	様式集	6	3	(2)	2)	①		(オ) 工事成績書の平均点	入札対象工事と同一の認定業種とありますが、「水・汚泥処理設備工事」と考えて宜しいですか？ また、建築JVの場合も企業毎に提出とありますが、施工業種の工事成績を対象に提出するのでしょうか？ (例) 建築企業→「建築」、電気企業→「電気」業種	プラントの建設を行う者の認定業種は、「水・汚泥処理設備工事」とし、建設JVを構成する企業の認定業種は、入札説明書第3 2 (1) ウ (エ) に示す認定業種とします。
6	様式集	6	3	(2)	2)	①		(オ) 工事成績書の平均点	すでに対象期間及び対象業種の工事成績平均点を技術管理課へ提出して「照査済」を得ている場合、その写しを代用しても構いませんか？	ご理解のとおりです。
7	様式集	7	3	(2)	2)	①		(カ) 特別共同企業体協定書	日付を「入札日以前」とありますが、参加申請に必要な書類であり、「参加申請日以前」と読み替えて問題ありませんか？	入札参加表明及び入札参加資格確認申請日以前とします。様式集修正版を参照下さい。
8	様式集	7	3	(2)	2)	①	(カ)	特別共同企業体協定書	「入札書の提出日以前に作成」とありますが、「入札参加資格確認申請日以前に作成」の誤りではないでしょうか？	入札参加表明及び入札参加資格確認申請日以前とします。様式集修正版を参照下さい。
9	様式集	7	3	(2)	2)	①		(キ) 印鑑証明書	名古屋市競争入札参加資格審査時は写しも可でしたが、本件では原本が必要でしょうか？	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出いただくため、提出は不要とします。様式集修正版を参照ください。
10	様式集	7	3	(2)	2)	①	(キ)	印鑑証明書	原本が必要でしょうか。	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出いただくため、提出は不要とします。様式集修正版を参照ください。
11	様式集	7	3	(2)	2)	①		(ク) 使用印鑑届	名古屋市競争入札参加資格審査時は写しも可でしたが、本件では原本が必要でしょうか？	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出いただくため、提出は不要とします。様式集修正版を参照ください。
12	様式集	7	3	(2)	2)	①		(ク) 使用印鑑届	今回提示する使用印が、名古屋市競争入札参加資格審査で受理されている「契約等に使用する印」と同一でなくても宜しいですか。 その場合には、本事業に係る「契約等に使用する印」、並びに「入札参加資格確認申請に使用する印」は、今回使用印鑑届で提示する使用印が有効となると考えて宜しいですか。	同一としてください。 なお、使用印鑑届は、名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出いただくため、提出は不要とします。様式集修正版を参照ください。
13	様式集	7	3	(2)	2)	①	(ク)	納税証明書	支店として参加資格申請を行う場合、支店分の県税と市税に関する納税証明書も必要でしょうか。	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出いただくため、提出は不要とします。様式集修正版を参照ください。
14	様式集	7	3	(2)	2)	①	(ク)	納税証明書	納税証明書はその3様式でよいでしょうか。	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出いただくため、提出は不要とします。様式集修正版を参照ください。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 様式集(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	質問に対する回答
15	様式集	7	3	(2)	2)	①		(㉞) 納税証明書	納税証明書は、国から発行されたもので宜しいでしょうか。(他に県、市から発行されるものもあるため確認です) また、原本ではなく写しでもよろしいでしょうか。	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出いただくため、提出は不要とします。様式集修正版を参照ください。
16	様式集	7	3	(2)	2)	②		資格確認資料	「～資格確認資料を次の(ア)から(シ)に従い作成すること」とありますが、「(ア)から(サ)」の誤りでしょうか。	(ア) から (シ) になります。様式集修正版を参照下さい。
17	様式集	7	3	(2)	(2)	②			②に関して、「参加表明書及び～資格確認資料を次の(ア)から(シ)に従い作成すること」とあるが(シ)について記載がありません。(シ)はないものと考えて宜しいでしょうか?	(ア) から (シ) になります。様式集修正版を参照下さい。
18	様式集	14						入札参加表明書	印鑑証明書と同一の代表企業代表者の押印と了解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
19	様式集	15						競争入札参加資格確認申請書	印鑑証明書と同一の代表企業代表者の押印か、参加資格確認申請書に添付する使用印鑑届で使用する印鑑でよいか、ご教示願いたく。	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出した使用印鑑届に押印したものと同一としてください。
20	様式集	17	様式7					グループ構成一覧表	運営・維持管理業務を複数企業でJVを構成して実施し、業務を実施するいずれの会社も構成員となる場合は、[本事業における役割]に運営・維持管理企業として記載しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	運営・維持管理業務を複数の企業で実施することは可能ですが、JVを構成することは認めていません。「3構成員」の「(プラント建設企業及び運営・維持管理企業以外の企業)」を削除し、「本事業における役割」に運営・維持管理企業と記入してください。
21	様式集	17						グループ構成一覧表	印鑑証明書と同一の代表企業代表者の押印か、参加資格確認申請書に添付する使用印鑑届で使用する印鑑でよいか、ご教示願いたく。	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出した使用印鑑届に押印したものと同一としてください。
22	様式集	17						グループ構成一覧表 3. 構成員 (プラント建設企業及び運営・維持管理企業以外の)	この3. 構成員とは、入札説明書11頁第3章2節(2)ウ、エの内エ(オ)のみを充足する構成員は、この欄に記載すると了解してよいか、ご教示願いたく。	「3構成員」の「(プラント建設企業及び運営・維持管理企業以外の企業)」を削除し、「本事業における役割」に運営・維持管理企業と記入してください。
23	様式集	19						委任状	印鑑証明書と同一の代表企業代表者の押印か、参加資格確認申請書に添付する使用印鑑届で使用する印鑑でよいか、ご教示願いたく。	名古屋市競争入札参加資格審査申請書の添付資料として提出した使用印鑑届に押印したものと同一としてください。
24	様式集	21						様式10 プラントの建設を行う者の施工実績	「稼働日数 (日/年)」欄には稼働期間における最多稼働日数を記載することで宜しいでしょうか?	275日/年以上の稼働日数であれば、最多稼働日数である必要はありませんが、期間を明確化したうえで、その稼働日数であることを証明する書類を併せて提出してください。
25	様式集	23						誓約書	【当局確認欄】とは、申請技術者が現在従事している手持ち工事(名古屋市殿以外も含む)の監督員に確認してもらおう欄と考えて宜しいですか?	ご理解のとおりです。 【当局確認欄】を【発注者確認欄】と、「当局 工事監督員」を「発注者 工事監督員」とします。様式集修正版を参照下さい。
26	様式集	23						誓約書	誓約するのは、競争入札参加資格確認申請書の代表企業ではなく、技術者を派遣するプラント建設企業と考えて宜しいですか?	ご理解のとおりです。
27	様式集	23						誓約書	主任技術者又は監理技術者が現在従事している工事を開札日までに完工していることが条件となっていますが、特定事業契約の契約日までに完工していれば宜しいでしょうか?	誓約書に記載の通り、開札日までに完了している必要があります。 (開札日までに)完了していない場合は、入札参加資格は「なし」と判断します。

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 様式集(入札参加資格関連)に係る質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	質問に対する回答
28	様式集	23					誓約書	実施方針案の質問回答NO.70で主任技術者又は監理技術者は設計期間と工事期間で分割登録が可能と回答頂いておりましたが、工事期間に従事する者は工事開始時点において現在従事している工事が完工していれば良いと理解して宜しいでしょうか？	主任技術者又は監理技術者は、工場製作期間と現場施工期間で分割登録可能です。現場施工期間に従事する技術者は、現場施工開始時点において現在従事している工事が完了している必要があります。また、工場製作期間の技術者は、誓約書に記載の通り、開札日までに現在従事している工事が、完了している必要があります。
29	様式集	23					誓約書	主任技術者又は監理技術者について、設計期間（実施設計）と施工期間の分割可能と回答頂いておりましたが、分割登録可能の趣旨は、設計期間は管理技術者の登録、施工期間は監理技術者の登録という理解で宜しいでしょうか？	主任技術者又は監理技術者については、工場製作期間と現場施工期間で分割登録可能です。いずれの期間も主任技術者又は監理技術者の登録が必要です。設計に係る管理技術者は、前述の技術者とは別に配置が必要です。
30	様式集	24					誓約書	誓約書に記載する代表者は、競争入札参加資格確認申請書の代表企業ではなく、プラント建設企業（建設JVの場合は、様式12第6条に示す代表者）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	様式集	24					誓約書	「工事名」を記載することになっていますが、本事業における事業名は「空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業」であるため、末尾の「～工事」を「～事業」に置き換えて記載しても宜しいでしょうか。	「空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業建設工事」としてください。
32	様式集	28	様式14				運営・維持管理を行う者の配置予定技術者の資格及び業務経験	様式14を提出した後、運営・維持管理を行う者の配置予定技術者が疾病や退職等などにより止むを得ず配置出来ない場合は、予定技術者の変更は認められるとの理解で宜しいでしょうか。	配置予定の技術者については、当局との協議のうえ、疾病や退職等のやむを得ないと認めた場合に限り、同等以上の資格、業務経験を有する者への変更が可能です。
33	様式集	29	様式14				業務総括責任者	様式14を提出した後、運営・維持管理を行う者の予定業務総括責任者が疾病や退職等などにより止むを得ず配置出来ない場合は、業務総括責任者の変更は認められるとの理解で宜しいでしょうか。	配置予定の業務総括責任者及び副業務総括責任者については、当局との協議のうえ、疾病や退職等のやむを得ないと認めた場合に限り、同等以上の資格、業務経験を有する者への変更が可能です。
34	様式集	29	様式14				副業務総括責任者	様式14を提出した後、運営・維持管理を行う者の予定副業務総括責任者が疾病や退職等などにより止むを得ず配置出来ない場合は、副業務総括責任者の変更は認められるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 33の回答を参照ください。